

令和2年4月15日

保護者 様

春日部市教育委員会教育長
春日部市立桜川小学校長

臨時休業に伴う学校給食費の取扱いについて

保護者の皆様には、日頃より学校給食の運営にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。新型コロナウイルス感染症拡大に備える緊急事態措置により、5月6日までの臨時休業に伴い同8日までの給食を中止いたしました。

つきましては、給食中止による4・5月分の給食費につきまして、下記のとおり対応しますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

・徴収方法

① 小学校2～6年生の場合

4月分の給食費は徴収しません。また、在校生につきましては、3月の返金分を5月分の給食費に充当させていただきます。従って5月分の給食費は、(4,100円－返金額)の徴収となります。なお、令和2年3月時点で就学援助を受給していた方については、徴収する金額が異なる場合があります。

② 小学校1年生の場合

4月分の給食費は徴収しません。5月分の給食費につきましては、(240円×12日＝2,880円)の徴収となります。

問合せ先

担当：学校給食センター

電話：748-0788